

## 文部科学省物品・役務等契約監視委員会（第17回）議事概要

開催日及び場所	平成23年12月12日（月） 文部科学省 会計課会議室	
出席委員 （敬称略）	○委員長 有川 博（日本大学 総合科学研究所 教授）  ○委員 田辺 孝二委員（東京工業大学大学院教授） 松浦 亨委員 （北海道大学病院 病院長補佐（病院経営・情報管理担当）、臨床教授） 和田 義博委員（公認会計士）	
審議対象期間	平成23年7月1日～平成23年9月30日	
個別審査案件	11件	○議 事  （1）平成23年度第2四半期の物品・役務等契約に係る審査  （2）平成23年度第1四半期の物品・役務等契約に係る審査時質問への回答  （3）その他
一般競争入札方式	5件	
最低価格方式	2件	
総合評価方式	3件	
指名競争入札方式	0件	
最低価格方式	0件	
総合評価方式	0件	
随意契約方式	6件	
企画競争	3件	
公 募	1件	
競争性のない随意契約	2件	
不落随意契約	0件	
事前審査案件	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	個別に検討を要するものはあるが、全体として特に問題なく処理されている。	

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>平成23年度第2四半期の物品・役務等契約に係る審査について（以下、審査順）</p> <p>① 平成23年度国立教育政策研究所教育課程研究センター関係指定事業研究協議会会場借上一式【一般競争入札（最低価格落札方式）】（国立教育政策研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低価格落札方式でありながら、契約金額と予定金額が一致しているが理由は何か。</li> <li>・管理費の事を考えると、直接会館を借りた方が安くなるかと思うがどうか。</li> <li>・一般競争の参加を拒む会館ばかりではないと思うので、複数の会場を調べて可能性があるか調べてほしい。</li> </ul> <p>② リアルタイム線量測定システム用携帯電話通信網による通信【一般競争入札（最低価格落札方式）】（会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の作成に際して徴収した参考見積書と比べ、入札価格が1桁安くなった理由は何か。またそのことについて業者に事情は確認したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の内訳を会場借上経費、管理費としているため、よほどのことがなければ同額になると思われる。</li> <li>・会館の会場借上は随意契約でなければならない理由が成り立たないため、一般競争を行っている。先方には一般競争に参加するよう促しているが、参加を断られているため、業者を間に通さざるを得ない。</li> <li>・今後、検討していきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者に事情を確認したところ、回線数が非常に多いということと、1年間使用するという前提があるので、それらを考慮して応札したとのこと。</li> </ul>

③ 「地球環境に配慮した教育研究環境の実現 (Sustainability)」のフォローアップ指標等に関する調査【一般競争入札（総合評価落札方式）】（文教施設企画部）

- ・ 公告後に 8 者が入札説明書を取りにきたものの、1 者しか入札に参加しなかった原因についてどう考えるか。
- ・ 予定価格の立て方についてはどのようにしたか。

④ 幼稚園・保育所等の施設概況調査【一般競争入札（総合評価落札方式）】（初等中等教育局）

- ・ 落札率が低かった原因について、どのように考えているか。
- ・ 1 者しか入札に参加しなかった原因についてどう考えるか。

- ・ 業務内容の現地確認が 1、2 校であること、参加資格が C 等級以上であることから予算規模が小さいと判断されたかもしれない。
- ・ 技術審査委員会で審査したうえで、見積書を参考に予定価格を作成した。

- ・ 当案件は厚生労働省と共通で行っているものであり、予定価格の算出は厚生労働省が行っている。厚生労働省では、仕様書から過去の実績等に基づいて予定価格を作成したとのことだが、落札率が低かった原因で直接思い当たることはない。なお、落札後、低入札価格調査で業者に対して当該金額で業務を遂行できるか確認したうえで行えると判断されたため、その業者を契約している。
- ・ 競争参加資格及び仕様書において、特に限定しているものは見当たらない。入札説明会では 7 者が参加したが、入札自体は 1 者となってしまった。

⑤ 「トレーニングセミナーの実施に係る業務」  
一式【随意契約（企画競争）】（文化庁）

- ・仕様について、セミナーの開催国について6ヶ所以上となっているが、指定しているのは4ヶ所だけであったのは理由があるのか。事業内容を明確にした方がいいのではないか。
- ・1者しか入札者がなかった理由としては何が考えられるか。

⑥ 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト【随意契約（企画競争）】（生涯学習政策局）

- ・公募期間は一月だけだと、当該案件について構想をする業者はいくつかあっても、実際に形として提示するとなると限られてくるのではないか。
- ・書類審査で上位に位置する案件が必ずしも委員会で採択されていない理由はこういったものか。
- ・審査の結果については、適正に審査が行われたことを示す資料を作成することも必要である。また評価点の付け方についても、内訳を求められれば開示してもいいような透明性を持たせた評価をしていただきたい。（意見）

- ・事業内容について、最重要である開催国の4ヶ所については指定しているが、残りの場所については企画提案者の意見を加味して場所を決定することも考えていたため。
- ・1者しか出てこない前提で基準を設けているわけではないが、相手国においてコンタクト先が無いと難しい事業であるため、こういう結果になったのかもしれない。

- ・公募期間は一月だが、公募掲載の前に予算がある程度認められた段階で案内はしている。案内な具体的な方法としては、各都道府県の生涯学習や社会教育を担当している部署から情報を流していただいたり、文科省のHPにて情報提供している。
- ・募集しているテーマに合致していなかったり内容が他の案件と重複していたりするなどしていたため。

⑦ 競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業における「キャリアデザイン支援プログラム」(平成23年度)【随意契約(企画競争)】(スポーツ・青少年局)

- ・この事業で具体的にやろうとしていることは何か。
- ・事業内容からするとアスリートの心理面のことにも関わってくるようなので、そういった専門家がいる組織の方が向いているのではないか。
- ・そういった理由であると、一般の企業は参入ができないということになる。そういった点を評価するのであれば、予めその内容を記載し、委託者がどのような企画提案を求めているかがわかるように提示したうえで、評価基準もはっきり分かるようなものにする。こと。(意見)

⑧ リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備(スキル標準の作成)【随意契約(公募方式)】(科学技術・学術政策局)

- ・審査において1位の法人と2位の法人の差は、僅差なものであり評価者がもう少し増えたら、結論が違ふこともあり得たのではないか。

- ・アスリートの方に、競技に専念するだけでなく、ご自身の競技を辞められた後も含めた将来のキャリアデザインをしていただくことを目的にしている。
- ・アスリート競技力の強化をベースにしているため、競技の指導が出来るところがキャリアデザインの重要性を理解することが重要と考えている。そのため競技団体とのつながりがあることが重要で、そういったところからいいモデルを提示していただきたいと考えている。

- ・スキル標準の作成について特殊性を鑑みて、内容について深くご存じであるお三方の委員に集中的にお願いしていたのが実態である。今後はご指摘いただいた件について検討する必要があるかもしれない。

⑨ 「天然鉱物等の無機材料を利用した環境からの放射性物質回収・除去技術等の開発」【随意契約（競争性のない随意契約）】（研究振興局）

- ・業務の実施に際して、実施機関を総合科学技術会議が指定したとのことだが、再委託機関も当会議が指定したのか。

⑩ 拠点間通信回線の賃借【随意契約（競争性のない随意契約）】（科学技術政策研究所）

- ・3年間の賃借期間でありながら、最初の年度に単年度契約にした理由は何か。

平成23年度第1四半期の物品・役務等契約に係る審査の積み残し分について

① 放射線等に関する学習用機器（簡易放射線測定器）の貸出（旧名称：原子力・エネルギーに関する学習用機器（簡易放射線測定器）の貸出）【一般競争入札（総合評価落札方式）】（研究開発局）

- ・提案書類と入札書類と一緒に提出された2者の参考見積価格が大きく開いていることと考えられる要因は何か。これらの参考見積を予定価格として採用しなかったのはなぜか。

- ・指定はしていないが計画を当会議に提出した際に、再委託先としてどういったところを考えているかはこちらから示しているので、当会議で了承されたと認識している。

- ・価格設定の便宜上賃借期間を提示する必要があったため提示しているが、実際は当該回線の接続先であるサテライトオフィスの入居期間がいつ終了するか不透明な部分があり、複数年契約の方法を取ると年度途中で終了した場合残債分も払う必要が出てくるため。なお、単年であっても複数年であっても1年当たりの価格は同じである。

- ・契約額から見て約3分の1を占める測定器の価格に差があったことが要因と考えられる。2者の参考見積は、適切性に確証が得られなかったため採用せず、あくまで参考とするに止

<p><b>【総括】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別に検討を要するものはあるが、全体として特に問題なく処理されている。</li></ul>	<p>めたところである。</p> <p>( 以 上 )</p>
---	---------------------------------